

聖心女子大学図書館指定図書制度細則

(趣旨)

第1条 この細則は、聖心女子大学図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第10条第4項に基づき、指定図書の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 指定図書とは、授業担当教員によって授業の進行に沿って受講生が必ず読むことを指定された資料をいう。

(指定対象)

第3条 授業担当者は、図書館蔵書の中から指定図書を指定することができる。ただし、次の各号に掲げる資料は、原則として指定図書の対象としない。

- (1) 全集、叢書類の一括セット
- (2) 参考図書、美術書、地図、雑誌等の禁帯出資料
- (3) マイクロ資料、視聴覚資料
- (4) 貴重図書

2 前項の定めにかかわらず、図書館委員会の議を経て指定を認められた場合は、その限りではない。

(冊数)

第4条 指定図書は、1授業科目あたり10冊以内とする。

(指定期間)

第5条 指定期間は、当該授業科目の開講期間とする。ただし、期間内でも授業担当者の申し出により指定を解除することができる。

(配架場所)

第6条 指定図書は、指定期間中は指定図書書架に別置する。

(申込)

第7条 指定図書制度の利用を希望する授業担当者は、所定の「指定図書申込書」に必要事項を記入の上、図書館事務部に申し込む。

(閲覧利用)

第8条 指定図書の閲覧利用は次のとおりとする。

- (1) 指定図書を閲覧利用できる者は、利用規程第2条に定められた者とする。
- (2) 利用時間帯は以下のとおりとする。
 - ・館内閲覧 図書館開館時間内
 - ・館外貸出
平日 17:00～翌開館日10:30
土曜日 16:00～翌開館日10:30
 - ・貸出冊数 3冊以内（通常の貸出冊数には含まない）
- (3) 指定図書を期日までに返却しなかった場合及び紛失、汚損等の弁償責任についての取扱いは、聖心女子大学図書館利用規程第15条及び第26条の規定を適用する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、図書館委員会の議を経て図書館長が決定する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。